平成２３年（フ）第１８０７８号
東京都港区赤坂８―13―19　インペリアル赤坂一番館Ｂ101、住民票上の住所静岡県下田市吉佐美2248―２
破産者　松本　　豊
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０８９号
東京都羽村市双葉町１丁目３－２
破産者　松尾　健一
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０９９号
東京都目黒区目黒２丁目14―５―202、開始決定時の住所千葉県松戸市幸田５丁目６―11
破産者　石井　幸広
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１０５号
東京都江戸川区西葛西８丁目15―４―802
破産者　成合　美副
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３５１号
東京都新宿区西早稲田３丁目11―12　富田方202
破産者　渡部　健司
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３７８号
東京都練馬区平和台３丁目14―14―201
破産者　相川　和之
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４１６号
東京都西東京市柳沢５丁目３－７
破産者　住吉　宏之
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８５０３号
東京都杉並区高井戸西３丁目１―34―202、住民票上の住所東京都新宿区中落合１丁目20―６　桑原方
破産者　木田　　勲
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２号
東京都江戸川区西小岩１丁目21―３―302
破産者　横谷　圭太
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６７号
東京都足立区千住桜木１丁目５―１―105
破産者　成田　　守
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５６号
東京都足立区大谷田４丁目５―９―102
破産者　高野　光幸
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７３号
神奈川県川崎市高津区千年876―303
破産者　佐野　由明
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８９号
東京都荒川区南千住４丁目９―３―1901
破産者　小沼　直俊
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９０号
東京都荒川区南千住４丁目９―３―1901
破産者　小沼　雪江
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０５号
東京都品川区東大井１丁目３番30号
破産者　株式会社都築通商
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０６号
東京都大田区北千束３丁目20―６―307
破産者　青木不二夫
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９７号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町1713―１―403、住民票上の住所神奈川県横浜市港北区綱島西３丁目１―16
破産者　塩澤　好治
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９８号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町1713―１―403
破産者　塩澤　　操
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２８号
東京都足立区谷中５丁目10番５―305号
破産者　有限会社エヌケーサービス
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４９号
東京都江東区辰巳１丁目10―73―307
破産者　淺山　弘一
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２５号
東京都港区六本木７丁目３番８―207号
破産者　株式会社清
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２６号
東京都足立区大谷田１丁目１－６―1004
破産者　高橋　喜子
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部